

令和4年度 入札制度の変更について
(令和4年10月1日)

廿日市市総務部契約課

目 次

- 1 工事着手日選択型契約方式の試行に関する要領の制定について (P 1)**

受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に労働者の確保や建設資材の調達を計画的行うことができる余裕期間（工事着手日を選択できる期間）を設定した工事着手日選択型契約方式の試行に関する要領を制定します。

- 2 廿日市市入札参加者資格に係る市内営業所の認定に関する事務処理要領の改正について (P 2)**

事務処理要領において、認定期間等を明確とする等の規定の改正を行います。

工事着手日選択型契約方式の試行に関する要領の制定について

1 趣旨

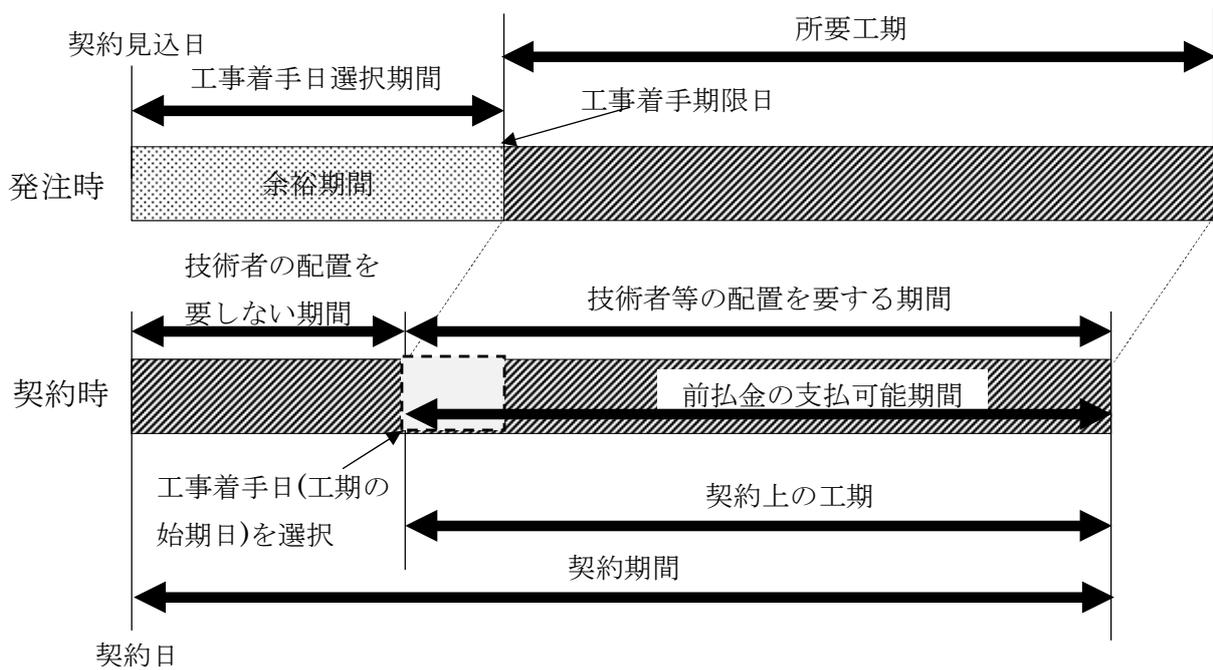
本市が発注する建設工事等において、受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に労働者の確保や建設資材の調達を計画的行うことができる余裕期間（工事着手日を選択できる期間）を設定した工事着手日選択型契約方式の試行に関する要領を制定します。

2 要領の内容

発注者が入札公告等で示した「工事着手期限日」までの間で、受注者が「工事着手日」を選択し、工期の始期を決定します。

契約日から工事着手日の前日までの期間は、事前に労働者の確保や建設資材の調達等の準備を行うことができる「余裕期間」として、技術者等の配置は要しないものとします。

(イメージ図)



3 施行期日等

令和4年10月1日

廿日市市入札参加者資格に係る市内営業所の認定に関する 事務処理要領の一部改正について

1 趣旨

事務処理要領において、認定期間等を明確とする等の規定の改正を行います。

2 事務処理要領の改正内容

(1) II型の取扱い（第7条）

ア 改善報告書の提出期間を「14日」から「6か月」とします。

申請者の「改善対応期間」及び「その間の競争入札の参加」についての猶予期間

イ 「改善報告書が6か月以内に提出されないとき」又は「改善報告書により改善がなされていないとき」

I型の認定が行われるまでの間は、競争入札に参加できません。

ウ II型の者が改善報告書を提出できる時期（上記イの状態の場合）

改善報告書の提出は、当初の入札参加資格審査申請（追加申請を除く。）と合わせて行うものとします。

(2) 認定期間の明確化（第7条）

・認定期間は4年間とします。

認定通知書（様式第2号）に明記

(3) 様式の統一（第5条）

・入札参加資格審査申請を「初めて行う者」と「2回目以降」の者に分けていました。

申請内容を分かりやすく統一しました。

3 施行期日等

令和4年10月1日